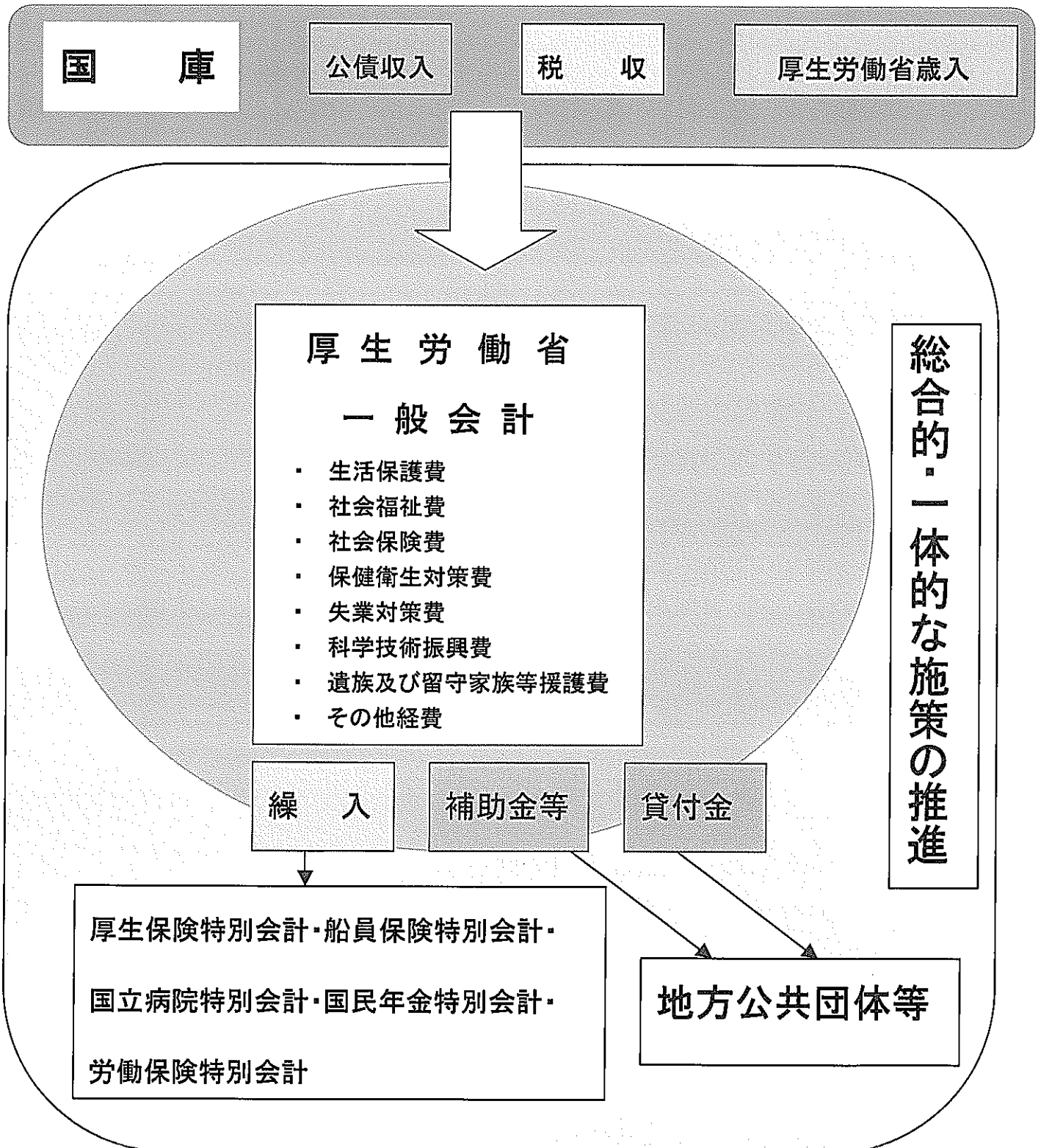


# 厚生労働省一般会計

平成 1 4 年度省庁別財務書類

# ○ 厚生労働省一般会計

国民生活の保障・向上及び活力ある経済の実現のため、厚生労働省一般会計では、生活保護費、社会福祉費、社会保険費、保健衛生対策費及び失業対策費で構成される社会保障関係費を中心とする経費の執行を通じ、厚生労働省所管の5特別会計(厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計、労働保険特別会計)と連携しつつ、施策を総合的・一体的に推進している。



## 歳入歳出決算関係の概要

### (1) 一般会計部局別収納済額

(単位:千円)

区 分	収納済歳入額	構成比 (%)
内 部 部 局	14,924,621	15.6%
試 験 研 究 機 関	528,978	0.6%
検 疫 所	24,660	0.0%
国立ハンセン病療養所	87,369	0.1%
国立病院・療養所	450	0.0%
国立更生援護機関	1,523,951	1.6%
地方厚生(支)局	424	0.0%
都 道 府 県	78,356,375	81.9%
都道府県労働局	213,842	0.2%
中央労働委員会	401	0.0%
地方整備局	8	0.0%
計	95,661,084	100.0%

### (2) 一般会計部局別支出済額

(単位:千円)

区 分	支出済歳出額	構成比 (%)
内 部 部 局	8,501,086,663	42.4%
試 験 研 究 機 関	17,066,117	0.1%
検 疫 所	7,667,558	0.0%
国立ハンセン病療養所	42,056,534	0.2%
国立病院・療養所	3,015,836	0.0%
国立更生援護機関	10,528,155	0.1%
地方厚生(支)局	7,306,283	0.0%
都 道 府 県	11,332,185,049	56.5%
都道府県労働局	124,282,430	0.6%
中央労働委員会	1,684,767	0.0%
国土交通省等(支出委任)	8,898,175	0.0%
計	20,055,777,572	100.0%

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成14年3月31日)		本会計年度 (平成15年3月31日)			前会計年度 (平成14年3月31日)		本会計年度 (平成15年3月31日)	
	<資産の部>						<負債の部>		
たな卸資産		2,413		4,164	未払金		510,871		399,622
未収金		1,328		1,331	賞与引当金		8,154		8,943
前払金		257,476		176,713	退職給付引当金		347,376		339,278
前払費用		16		11	その他の債務等		2,932,700		2,950,123
貸付金		1,635,131		1,632,464					
その他の債権等		301		220					
貸倒引当金		△ 108		△ 102					
有形固定資産		526,961		513,950	負債合計		3,799,101		3,697,966
国有財産(公共用財産を除く)		508,989		498,118	<資産・負債差額の部>				
土地		301,908		304,148					
立木竹		438		470					
建物		125,661		120,213	資産・負債差額		△ 1,072,428		△ 1,068,110
工作物		75,843		68,364					
船舶		407		336					
建設仮勘定		4,732		4,587					
物品		17,972		15,832					
無形固定資産		5,028		5,960					
出資金		298,127		295,145					
資産合計		2,726,673		2,629,856	負債及び資産・差額合計		2,726,673		2,629,856

業務費用計算書

(単位:百万円)

本会計年度	
自:平成14年4月 1日	
至:平成15年3月31日	
人件費	187,085
賞与引当金繰入額	8,943
退職給付引当金繰入額	12,101
補助金等	11,695,318
委託費	156,311
厚生年金特別会計への繰入	5,361,485
国民年金特別会計への繰入	1,563,411
船員保険特別会計への繰入	5,620
労働保険特別会計への繰入	616,153
国立病院特別会計への繰入	120,511
郵政事業特別会計への繰入	23
庁費等	85,641
その他の経費	179,218
減価償却費	16,096
貸倒引当金繰入額	106
資産処分損益	3,998
出資金評価損	4,200
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>20,016,225</b>

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	本会計年度 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	△ 1,072,428
II 本年度業務費用合計	△ 20,016,225
III 財源	20,048,175
主管の財源	88,059
配賦財源	19,960,116
IV 無償所管換等	△ 27,632
V 資産評価差額	-
VI その他資産・負債差額の増減	-
VII 本年度末資産・負債差額	△ 1,068,110

区分別収支計算書

(単位:百万円)

		本会計年度
		自 平成14年4月1日
		至 平成15年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
	主管の収納済歳入額	95,661
	財源の調整	19,960,116
	財源合計	20,055,777
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
	人件費	△ 215,439
	補助金等	△ 11,810,694
	委託費	△ 156,311
	厚生保険特別会計への繰入	△ 5,252,422
	国民年金特別会計への繰入	△ 1,562,874
	船員保険特別会計への繰入	△ 5,372
	労働保険特別会計への繰入	△ 643,882
	国立病院特別会計への繰入	△ 120,511
	郵政事業特別会計への繰入	△ 23
	貸付による支出	△ 4,963
	出資による支出	△ 200
	庁費等の支出	△ 94,336
	その他の支出	△ 176,787
	業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 20,043,820
(2) 施設整備支出		
	立木竹に係る支出	△ 16
	建物に係る支出	△ 3,621
	工作物に係る支出	△ 3,734
	建設仮勘定に係る支出	△ 4,587
	施設整備支出合計	△ 11,958
	業務支出合計	△ 20,055,777
	業務収支	-
	本年度収支	-
	翌年度歳入繰入	-
	本年度末現金・預金残高	-

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

#### (2) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

###### ア. 国有財産

定率法によっている。

なお、固定資産の種類ごとに財産を抽出し、国有財産の減価償却率を加重平均により求め、当該減価償却償却率を固定資産種類ごとの総額に乗じて減価償却額を算定している。

また、貸借対照表価額については、非償却資産は、国有財産台帳価額で計上し、償却性資産は、価格改定年度以外の年度においては、価格改定に適用される減価償却の方法(定率法)によっている。

###### イ. 物品

定額法によっている。

なお、物品の減価償却方法について検討を行っているところであり、本会計年度においては物品を用途ごとに分類し、分類したグループごとに統一の耐用年数を使用している。耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」を基準としている。

##### ② 無形固定資産

無形固定資産のうち、ソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

#### (3) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

個別法による原価法

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金としては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として過去3年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額に加え、個別に債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

##### ② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当: 翌年度期末手当予算額 × 6 月期支給割合 / 年間支給割合 × 1/3

勤勉手当: 翌年度勤勉手当予算額 × 6 月期支給割合 / 年間支給割合 × 4/6

##### ③ 退職給付引当金

###### ア. 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎人員数 × 平均俸給額 × 自己都合退職手当支給率



イ. 遺族補償年金に係る引当金

遺族補償年金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法  
税込方式によっている。

2. 重要な後発事象

該当事項なし。

3. 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの(平成 14 年度末現在)

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額
合祀絶止・遺骨返還・損害賠償請求事件	4,209
らい予防法違憲国家賠償請求訴訟	3,158
損倍賠償請求事件(中国残留邦人集団訴訟)(第 2 次訴訟)	1,971
HCV訴訟	1,133
予防接種損害賠償請求事件	408
MMRワクチン訴訟	350
損害賠償請求事件(医療事故繰り返し医師不処分)	337
CJD訴訟	222
HIV感染被害損害賠償請求事件	205
損倍賠償請求事件(中国残留邦人集団訴訟)(第 1 次訴訟)	132
ジフテリア抗毒素訴訟	50
中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件	20
八代鏡病院訴訟(損害賠償請求事件)	15
障害年金却下裁定処分取消等請求事件	13
指定処分取消及び損害賠償請求事件	8
不作為の違法確認及び損害賠償請求事件(伊藤樹)	3
福岡市学資保険訴訟	2
合計	12,236

(注)訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。

4. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越 80,534 百万円

(2) 継続費

該当なし。

(3) 国庫債務負担行為による負担額

(単位:百万円)

事項	翌年度以降への 繰越債務額
財政法第 15 条第 1 項の規定に基づく国庫債務負担	7,108

## 5. 追加情報

### (1) 出納整理期間

一般会計は、出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

### (2) 各財務書類における表示科目についてその内容等

#### <貸借対照表>

- ・「たな卸資産」には、主に医薬品、検定検査標準品を計上している。
- ・「未収金」には、児童扶養手当返納金債権等を計上している。
- ・「前払金」には、厚生保険特別会計に対する国庫負担金等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険料の次年度以降の期間に属する額を計上している。
- ・「貸付金」には、厚生保険特別会計に対する貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、特定国有財産整備特別会計への前渡不動産等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、合同庁舎等に係る敷地を計上している。
- ・「立木竹」には、緑化施設や樹木等を計上している。
- ・「建物」には、合同庁舎等に係る建物を計上している。
- ・「工作物」には、建物等に対する構築物を計上している。
- ・「船舶」には、検疫所所有の船を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、本会計年度では完了していない工事に係る工事代金を計上している。
- ・「物品」には、取得価額50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、主にソフトウェアと電話加入権を計上している。
- ・「未払金」には、厚生保険特別会計の国庫負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される期末手当、勤勉手当の支給見込み額のうち、本会計年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当、国家公務員災害補償年金及び整理資源(昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付)に係る退職給付のうち本会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、厚生保険特別会計等に対する未払額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、資産合計と負債合計の差額を計上している。

#### <業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、賞与支給見込額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族保証年金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「厚生年金特別会計へ繰入」には、厚生年金業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「国民年金特別会計へ繰入」には、国民年金業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「労働保険特別会計へ繰入」には、労働保険業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。

- ・「船員保険特別会計へ繰入」には、労働保険業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「国立病院特別会計へ繰入」には、病院業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計へ繰入」には、郵政事業に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費等を計上している。
- ・「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、たな卸資産、固定資産に係る処分損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、社会福祉・医療事業団に対する出資金の評価損を計上している。

#### <資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「主管の財源」には、厚生労働省所管の財源となる診療収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、厚生労働省所管歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、国有財産の無償所管換等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。

#### <区分別収支計算書>

- ・「主管の収納済歳入額」には、厚生労働省所管の歳入を計上している。
- ・「配賦財源」には、厚生労働省所管歳入歳出決算上の支出済歳出額と収納済歳入額を計上している。
- ・「人件費」には、職員に係る人件費を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上している。
- ・「厚生年金特別会計へ繰入」には、厚生年金業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「国民年金特別会計へ繰入」には、国民年金業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「労働保険特別会計へ繰入」には、労働保険業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「船員保険特別会計へ繰入」には、労働保険業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「国立病院特別会計へ繰入」には、病院業務に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計へ繰入」には、郵政事業に充当するため一般会計が負担する額を計上している。
- ・「貸付による支出」には、母子寡婦福祉貸付等の貸付に係る支出を計上している。
- ・「出資による支出」には、出資金支出に係る額を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費等を計上している。

- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹取得に要する支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物取得に要する支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物取得に要する支出を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、年度をまたぐ工事に要する支出を計上している。

(3) その他厚生労働省一般会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

①金額の単位は百万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

②百万円未満の計数がある場合には、「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

以上